

3-3 高年齢者

- ✓ 定年後も高年齢者が働き続けられるようにする制度とは、どんなものですか？
- ✓ 厚生年金をもらっているのに働いて賃金を得ると、年金額を減らされるのですか？
- ◎ 事業者は、65歳までの雇用を確保するための措置をとる義務及び70歳までの就業機会を確保するための措置をとる努力義務が課されています。
- ◎ 賃金と老齢厚生年金の合計月額が65万円(令和8年度額)を上回ると、年金額が減額されます。

高年齢者雇用確保措置

- 65歳までの雇用を確保するため、65歳未満の定年を定めている事業主は、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じなければなりません。
- 継続雇用制度とは、労働者が希望した場合、定年後も雇用する制度です。労働条件は必ずしも定年前と同様であるとは限りません。
 - ①勤務延長制度：定年年齢に達した後も、引き続き雇用関係が継続する。
 - ②再雇用制度：定年年齢で退職後、再び雇用される。雇用関係が中断する。

高年齢者就業確保措置

- 70歳までの就業機会を確保するため、65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主又は継続雇用制度(70歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く。)を導入している事業主は、
 - ①70歳までの定年引き上げ、②70歳までの継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に次のa・bの事業に従事できる制度の導入、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業」「b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業」、のいずれかの措置を講じるよう努めなければなりません。

60歳以降の年金・雇用保険

60歳以降の働き方	労働者			事業主	
	週20時間未満	週20～30時間未満	週30時間以上	法人代表・役員	個人事業主・委託・請負
厚生年金保険	加入しない	(原則)加入しない	加入	加入	加入しない
老齢厚生年金の受給	全額受給	(原則)全額支給	在職老齢年金扱い	在職老齢年金扱い	全額支給
雇用保険(※)	加入しない	加入	加入	加入しない	加入しない
高年齢雇用継続給付	対象外	対象者	対象者	対象外	対象外

※雇用保険の被保険者の適用条件が、令和10年10月1日より拡大予定(25ページ参照)。

高年齢雇用継続給付

- 高年齢雇用継続給付とは、60歳以後に再雇用等により、賃金が一定以上引き下げられた場合等に、賃金の低下をある程度補填するために雇用保険から支給される給付金です。要件を満たせば、60歳以降の各月の賃金の最大10%が原則として65歳に達する月まで支給されます。受給要件は次のとおりです。

- ① 60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者であること
- ② 被保険者であった期間が継続して5年以上あること
- ③ 60歳時点に比べて75%未満の賃金であること
- ④ 各月の賃金額が「397,369円未満(令和8年8月1日現在)」であること

※高年齢雇用継続給付金の支給を受けている期間、在職老齢年金(次項参照)が調整されます。

※令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たしていた方は、経過措置として最大15%が支給されます。

在職老齢年金

- 在職老齢年金とは、老齢厚生年金(29ページ参照)の受給権があり、60歳以降(性別、生年月日により年金支給開始年齢は異なります。)在職し、厚生年金に加入している人が支給される老齢厚生年金について、賃金収入があることに着目して年金額の減額(一部又は全部の支給停止)を行う仕組みです。
- 賃金と老齢厚生年金の合計月額が65万円(令和8年度額)を上回るとき、上回る分の1/2の額が年金額から減らされます。(基準額は毎年度改訂が行われます。)

65歳以上の労働者の雇用保険

- 65歳以上の雇用保険の被保険者(高年齢被保険者)が離職した場合、要件を満たせば、高年齢求職者給付金が支給されます。高年齢求職者給付金は一時金で、基本手当の日額(26ページ参照)の50日分(被保険者期間が1年以上の場合。1年未満の場合は30日分)です。
- 65歳以上の労働者が二つ以上の事業主の適用事業に雇用されている場合、それぞれの事業所における1週間の所定労働時間が20時間未満であっても、次のいずれにも該当すれば、公共職業安定所(ハローワーク)に申し出ることで、特例高年齢被保険者になることができます(マルチジョブホルダー制度)。
適用対象者
 - ① 二つの事業所の1週間の所定労働時間が合計20時間以上
 - ② 二つの事業所それぞれの1週間の所定労働時間が5時間以上
 - ③ 二つの事業所それぞれの雇用見込みが31日以上

高齢者の就労に関する関係機関・相談先

- ☞ 公共職業安定所(49ページ)、年金事務所(49ページ)
- ☞ 「働く人の相談室」ほか労働相談窓口(48ページ)